# 審議会等の会議の概要の記録

| | |
|---|---|
| 会議の名称 | 令和8年度第1回甲州市行政改革推進委員会 |
| 開催日時 | 令和8年5月27日(水)午前 10 時 00分から午前 11 時 30分 |
| 開催場所 | 甲州市役所本庁舎 1 階 市民ギャラリー |
| 議題 | (1)デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の検証について<br>(2)今年度のスケジュールについて<br>(3)計画期間の延長について<br>(4)令和7年度実施計画検証結果(案)について |
| 出席委員 | 岡二成委員、小澤一博委員、木下みどり委員、栗原宣如委員(副会長)、小林一穂委員、佐藤多賀子委員、田邉康仁委員、土屋福男委員、徳良正子委員、丸山正次委員(会長)　(五十音順) |
| 会議の公開又は非公開の区分 | 公開 |
| 会議を一部公開又は非公開とした場合の理由 | |
| 傍聴人の数 | 0人 |
| 審議概要 | 別紙のとおり |
| 事務局に係る事項 | 出席者<br>政策秘書課4名(丹澤課長、政策調整担当廣瀬リーダー、北井、瀧澤) |
| その他 | |

別紙

# 第1回甲州市行政改革推進委員会　審議概要

| | |
|---|---|
| 内容<br>1　開会 | 次第に基づき以下のとおり進められた。<br>〇事務局　※開会の辞 |
| 2　会長あいさつ | 〇会長<br>　今年度から大和町の日影区の区長になり、大和地区の区長会長にもなったことで、多くの会議をしているということを改めて知った。この会議では、皆さんがここにいらして様々な形で意見を言っていただき、さらに手紙やメール、その他で意見を出す機会も設けられている。検証が非常に重要な会議であり、それぞれの進行状況等について、「もっとこうできるんじゃないか」という新たなご提言などが非常にやりやすい会議になっているので、遠慮なくご意見いただきたい。今日もまたよろしくお願いいたします。 |
| 3　議事<br>(1)デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の検証について | (1)デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の検証について<br>〇会長<br>　それではまず、(1)「デジタル田園都市国家構想交付金活用事業の検証」について事務局から説明をお願いする。<br>〇事務局<br>　行財政改革大綱の取組である「窓口サービスの向上」及び「デジタル技術を活用した業務効率化」に関連し、昨年度より「何度も書かない窓口」実現のための「異動受付支援システム」、また、市役所に来庁せずとも戸籍証明書の取得ができる「戸籍証明書コンビニ交付システム」を導入している。これらは、国のデジタル田園都市国家構想交付金の採択を受けて行っている事業であり、その推進体制の構築において利用者の視点からご意見をいただける場が必要であることから、行政改革の一環ということもあり、行政改革推進委員会にて、事業の検証を行っていただいており、今年度も検証をお願いするものである。<br>　それでは、事業の説明につきましては、所管課であります総務課及び市民課から説明をさせていただく。<br><br>〇所管課(総務課)<br>※資料に基づき、異動受付支援システムについて次のとおり説明<br>・異動受付支援システムの概要<br>・導入の経緯<br>・導入による効果の検証<br>　事業評価として、成果指標の達成度については年度目標に届かなかったものの、導入前との比較で時間を 10 分以上短縮できており、来庁者の手書き負担の軽減や時間短縮、事務の効率化等の導入目的を多く達成できたと考えている。また住所異動を伴わない申請についても、システムにより職員が申請書作成を行い負担軽減ができていることが満足度の向上につながっていると考えている。<br><br>〇所管課(市民課)<br>※資料に基づき、マイナンバーカードを利用した戸籍証明書コンビニ交付事業について次 |

| | |
|---|---|
| | のとおり説明<br>・戸籍証明書コンビニ交付事業の概要<br>・導入の経緯<br>・導入による効果の検証<br>成果指標について、2026年度まで本委員会へ報告する。<br>〇会長<br>「異動受付支援システム」と「戸籍証明書コンビニ交付システム」の２点にかかる説明及び事業について、何か意見・質問等あるか。<br>〇委員<br>個人的に相続登記を行った際、提出資料で戸籍が不足したものの、コンビニ交付を利用して戸籍を無事提出できた。本当に便利だと感じた。<br>〇会長<br>実際に戸籍証明書のコンビニ交付を利用する機会があって利便性を実感したということだが、他はいかがか。<br>〇委員<br>コンビニ交付で取得した年齢層、高齢者が利用しているかなどがわかれば教えてほしい。<br>〇会長<br>取得者の年齢あるいは性別などの分かる資料はあるかどうか。<br>〇所管課（市民課）<br>（成果指標「コンビニ交付での戸籍証明書取得満足度」にかかるアンケートを庁内設置キオスク端末で取得された方を対象に実施している。）回答者の中では 30 代、40 代が多いが大きな差はない。アンケート総数 170 件中、60 代が 40 件で、30 代、40 代の方に次いで多い。戸籍が必要になる相続手続きを行う方の年代が多いと思われる。<br>〇会長<br>参考情報ということだがよろしいか。<br>〇委員<br>はい。<br>〇会長<br>他にはいかがか。<br>〇委員<br>資料を確認したが、印鑑登録の申請も廃止もマイナンバーカードがあれば対応できるということか。<br>〇会長<br>印鑑登録と廃止もマイナンバーカードでできるということか。<br>〇所管課（市民課）<br>資料「帳票一覧」（「書かない窓口」関連）の資料を見ている認識でよいか。<br>〇委員<br>はい。<br>〇所管課（市民課）<br>庁内窓口でのシステム利用については、職員が申請書を作成するためのものであり、窓 |

| | |
|---|---|
| | 口での手続き自体は必要である。カードの所持のみで登録が完結するわけではなく、カード内の氏名・住所等の情報を機械で読み取り、情報が記載された申請書を出力し、本人が確認、押印することで登録が完了する仕組みである。<br>〇委員<br>市民は窓口に行く必要はあるが、書かなくてもカードで申請書が作成できるということですね。わかりました。<br>〇会長<br>「異動受付支援システム」は、誤字の防止や申請者の難読な手書き文字を判別する手間の解消により、庁内事務の効率化および処理時間の短縮に寄与する性格が強い。<br>補助金は、こうした会議を開いて指標の数値などを承認する仕組みになっている。特段の異議がなければ、提示された内容で了承することとしてよろしいか。<br>〇委員一同<br>はい。<br>〇会長<br>議事(1)については了承とする。<br>(総務課、市民課退席)<br><br>(2)今年度のスケジュールについて<br>〇会長<br>続けて、(2)今年度のスケジュールについて、事務局から説明をお願いする。<br>〇事務局<br>※資料に基づき、今年度のスケジュールについて説明。<br>〇会長<br>何か質問等あればお受けする。<br>〇委員<br>2 回目の推進員会の開催は予定されているか。7 月下旬から 8 月の上旬に予定されている第三者のモニタリングとはどのような形で我々が検証等行うのか。<br>〇事務局<br>第 2 回の委員会については 7 月下旬から 8 月上旬の期間中に開催予定。具体的な日程は未定。日程調整の上、改めて開催通知を送付する。<br>〇委員<br>承知しました。ありがとうございます。<br>〇事務局<br>モニタリングについて、今年度初めの機構改革に伴う組織見直しにより、指定管理施設の担当が、政策秘書課から、「施設管理課」(公共施設の管理・活用に注力するため新設)へ移行した。今年度のモニタリングについては、昨年度より指定管理者制度が導入された勝沼庁舎近くのシェアオフィスを対象とする。担当課の判断により現地確認を実施する可能性もあり、詳細は決定次第通知する。<br>〇委員<br>承知しました。<br>〇会長 |
| (2)今年度のスケジュールについて | |

| | |
|---|---|
| (3)計画期間の延長について | 7 月下旬から 8 月上旬は第 2 回委員会などが入るかもしれないため、各自、日程等を確認していただきたい。他にはいかがか。なければ、提示されたスケジュール通り進める。行政改革推進委員にとって、7 月・8 月が一番関心の高い時期だと思う。<br><br>(3)計画期間の延長について<br>○会長<br>それでは(3)計画期間の延長について、事務局から説明をお願いする。<br>○事務局<br>※資料に基づき、計画期間の延長について説明。<br>それでは、資料 3-1「新行財政改革大綱の計画期間の延長について」をお願いする。<br>本市の大綱は令和 8 年度で終了予定だが、第 2 次総合計画の終期である令和 9 年度に合わせ、期間を 1 年間延長する。これにより関連施策の一体的かつ効果的な推進が期待される。なお、大綱策定業務は総合計画と合わせ、外部委託による支援を受ける。延長に伴い令和 9 年度の目標値を設定するが、原則として令和 8 年度目標を維持、または進捗に応じ上方修正する方針である。ただし、一部項目については現状を踏まえた修正を行う。<br>※資料に基づき、令和 9 年度目標値が令和 8 年度目標値から変更になる項目 11 件について説明。(令和 8 年度目標から上方修正したものは 6 件、それ以外の修正が 5 件)<br>―令和 8 年度目標から上方修正―<br>① 7 ページ 通番 7「デジタル技術を活用した業務効率化」での「デジタル技術の新規活用数」、<br>② 8 ページ 通番 8「手続きのオンライン化」での「電子申請システム掲載数」、<br>③ 13 ページ 通番 13「事務等の効率化と連動した経常経費の削減」での「経常収支比率」、<br>④ 19 ページ 通番 19「個別事業(道路、橋梁、水路等インフラの長寿命化)」での「橋梁修繕数、道水路修繕数」、<br>⑤ 24 ページ 通番 24「計画的な財政運営」での「実質公債費比率及び将来負担比率の改善」、<br>⑥ 32 ページ 通番 31 の「公営企業会計・特別会計の健全経営(下水道事業①)」での「下水道事業の収益的収支に係る基準外繰入金額」<br>―上方修正以外の修正―<br>① 5 ページ 通番 5 の「新エネルギーの利用による持続可能な行政運営の推進」での「太陽光発電等の再生可能エネルギー導入施設数」<br>当初目標が現実と大きく乖離しているため、令和8年度の「6箇所」から「2箇所」に下方修正。<br>② 17 ページ 通番 17 の「個別事業(観光交流施設の管理運営の見直し)」での「今後の運営方針」<br>これまで運営方針を設定していた5施設の内、甲斐大和自然学校が令和7年度に廃止となったため、残る4施設について目標を設定。<br>③ 36 ページ通番 35 の「情報発信力の強化」での「HP ビュー数(閲覧数)」<br>AI 技術の進歩により、検索時に生成 AI の回答だけで情報が完結し、ホームペー |

| | |
|---|---|
| | ジを見ることがないため、閲覧数が全国的に減少している。これを受け、当市でもSNS 発信の強化などで対応しているものの、ホームページ閲覧数に関する当初目標が実績と大きく乖離しているため、令和 8 年度の年間 300 万件から年間 150 万件に下方修正。<br>④　38 ページ 通番 37 の「市民との協働によるまちづくりの推進」での「協働のまちづくり事業相談実績数、事業実績数」<br>毎年相談はあるものの、申請に至らないことが2年ほど続いているため、実績を踏まえ、令和8年度の「相談実績 10 件、事業実績 4 件」から、「相談実績 5 件、事業実績 2 件」に下方修正。<br>⑤ 50 ページ 通番 49 の「職員定員の適正化と人員の適正配置」での「職員定員適正化計画による目標職員数」<br>適正化計画に基づき令和8年度は 348 人、令和9年度は 347 人と設定。<br>各課が作成した令和 9 年度の目標および工程表について、委員からの意見や質問があればいただきたい。全庁的な取組であるため、曖昧な回答を避けるため、ご質問等については、基本的には各所管課へ確認する形をとらせていただく。時間の関係で全体の説明は行わなかったが、委員の皆様には全体を通してご意見をいただきたい。本日配布されたばかりの資料であることも踏まえ、意見等は 6 月 10 日（水）までにお願いしたい。<br>〇会長<br>議題設定について、本来であれば計画期間の 1 年延長を了承した後に、令和 7 年度の検証を行い、その上で令和 9 年度の目標について議論する手順が望ましかった。当日配布された資料を即座に理解することは困難であるため、令和 9 年度の目標に関する議論は後回しとし、まずは計画を 1 年延長することの是非を諮りたい。<br>延長の理由は、自治体における最上位計画である「総合計画」との整合性を図るためである。総合計画は通常 10 年を計画期間として策定され、個別の行政計画はこれに従って作られる仕組みとなっている。そのため、行財政改革大綱の計画期間を総合計画の終期に合わせた方がよいとのことで延長の提案となっている。<br>延長にあたっては、行政改革の観点から厳格な検証を行う。目標値については、進捗に応じて上方修正または現状維持とするが、現状に即して計画の整合性を図る必要がある項目については、下方修正を行う。<br>これについて意見を伺いたいが、いかがか。<br>〇委員<br>総合計画は 10 年ということだが、行財政改革大綱も連動して計画期間を合わせていくということか。<br>〇会長<br>行財政改革大綱の計画期間は 5 年であると認識している。次期計画の始期を総合計画と合わせるため、現行計画を 1 年延長するという理解で相違ないか。<br>〇事務局<br>本市の総合計画は、第 1 次・第 2 次ともに 10 年計画として策定し、5 年目の中間年度に見直しを行ってきた。次期（第 3 次）総合計画も 10 年期間とし、行財政改革大綱の計画期間を 5 年とすれば、その中間見直し時期と行財政改革大綱の終期を合わせることができる。総合計画は、市民が 10 年後のビジョンや街づくりの理想を描くものであるが、そ |

| | |
|---|---|
| | の実現には強固な行政基盤が不可欠である。持続可能かつ効率的な行財政運営を目指す行政改革は、総合計画の目標達成を支える重要な要素であるため、両計画は計画期間を一致させて、一体的に推進した方がよいと考え、今回の提案に至った。<br>〇会長<br>1年延長する理由について細かく説明いただいたと思う。他にはいかがか。<br>計画期間の 1 年延長について特段の異議がなければ、その方針に基づき工程表を作成することを確認する<br>〇委員一同<br>はい。<br>〇会長<br>それでは、令和 9 年度の目標に関する説明が先行して行われたが、まずは令和7年度検証結果(案)について議題として取り上げた方がよいか。<br>〇事務局<br>はい。<br>〇会長<br>まず令和 7 年度の検証を行う。それと合わせて、令和 9 年度の目標値に関する質疑も併せて実施した方が、説明の重複を避け、審議の効率化を図ることができる。では、令和 7 年度の検証を進めながら、適宜令和 9 年度の事項についても確認することとし、事務局に対し説明を求める。<br>〇事務局<br>※検証結果(案)の内容説明の前提として、次について説明<br>・令和7年度検証結果(案)の作成過程<br>・検証結果の様式<br>・資料の修正(2 件)<br>・全体の進捗状況<br>※検証結果(案)の内容については、進捗状況が「5 最終目標達成」の3件(前年度までに達成の 3 件含む)、「4 各年度目標を超える進捗」の 1 件、「2 進捗不十分」の10件の取組項目について説明。<br>―進捗状況 5(最終目標達成)―<br>① 3 頁 通番 3 の「個別事業(公立保育所のあり方の検討)」、<br>② 16 頁 通番16の「個別事業(大和福祉センターの廃止)」、<br>③ 32 頁 通番 28 の「公営企業会計・特別会計の健全経営(介護保険事業)」<br>前年度までの検証にて「最終目標達成」となったため説明は割愛。<br>④ 15 頁 通番 15「個別事業(鈴宮寮の民間譲渡)」<br>現指定管理者である社会福祉法人を選定しており、今後発生する修繕にかかる費用負担等について双方合意のうえ譲渡となり、入所者の移管も着実に行われ、最終目標が達成されたため。<br>―進捗状況 4(各年度目標を超える進捗)―<br>① 21 頁 通番21「ふるさと納税の推進」<br>寄付金額及び寄付件数が年度別目標値を超える実績であったため。<br>―進捗状況 2(進捗不十分)― |

| | |
|---|---|
| | ① 5頁 通番5「新エネルギーの利用による持続可能な行政運営の推進」<br>『太陽光発電等の再生可能エネルギー導入施設数』について、年度別目標値を設定していないものの、太陽光発電設備等の導入について成果が得られなかったため。<br>これ以外の項目では、“「年度別目標値」を「年度別実績値」が下回る見込みであるため”、または、“「年度別目標値」を「前年度比増」としているものの、それを達成できなかったため”、「進捗不十分」としている<br>① 18頁 通番18「個別事業(市営住宅等の管理運営の見直し)」での『施設改修箇所数』、<br>② 22頁 通番22「収納率の維持・向上(市税)」での『市税の収納率』、<br>③ 27頁 通番25「公営企業会計・特別会計の健全経営(国民健康保険事業①)」の『国保税の収納率』、<br>④ 30頁 通番27「公営企業会計・特別会計の健全経営(後期高齢者医療保険事業)」の『滞納繰越分収納率』、<br>⑤ 35頁 通番30「公営企業会計・特別会計の健全経営(水道事業②)」の『水道使用料収納率』、<br>⑥ 36頁 通番31「公営企業会計・特別会計の健全経営(下水道事業①)」の『事業実施率』、<br>⑦ 37頁 通番32「公営企業会計・特別会計の健全経営(下水道事業②)」の『下水道・浄化槽使用料収納率』、<br>⑧ 38頁 通番33「公営企業会計・特別会計の健全経営(病院事業)」の『経常収支比率』、<br>⑨ 54頁 通番48「職員の働き方改革と働きやすい職場の整備」の『有給休暇取得率』<br>(以上9項目)実績値が、目標値や前年度実績値に及ばなかったため。<br>○会長<br>事務局の説明速度が速く、資料を追うことに追われ、説明を聞く余裕を欠いた。「進捗不十分」の項目が10件ある等の概略を把握した程度に留まるため、資料は事前に配付されているが、検証結果の内容をもう少し説明した方がよかったと思う。 |
| (4)令和7年度実施計画検証結果(案)について | (4)令和7年度実施計画検証結果(案)について<br>○会長<br>審議の進め方については、令和9年度の目標値(資料3-2)と令和7年度の検証(資料4)の双方に関連する事項が含まれることもあるかもしれない。まずは令和7年度の検証結果について出席委員より質疑及び意見を求めることとする。<br>○委員<br>令和7年度実施計画のICT関連事項(通番7、8、9)について。<br>①通番7「デジタル技術を活用した業務効率化」工程表<br>「議事録作成のためのAI文字起こしの利活用検討」について、令和5年度の工程表に「効果が見込めれば運用」との記載がある。以降は空欄となっているが、現在は標準的に実装・運用されているのか、利活用状況を確認したい。<br>②通番9「情報システムの標準化・共同化」 |

| | |
|---|---|
| | ICT 化の目的は、デジタル化により本来の行政業務に力を集約することであると認識している。本事業内容には県内での「共同システム開発」とある一方、取組状況には「国に準拠したガバメントクラウドの導入」と記されている。国が開発したシステムを導入するのか、あるいは県内市町村と足並みを揃えて独自のシステム開発を進めているのか、詳細な説明を求める。<br>〇会長<br>資料 7 ページの工程表において、議事録作成への AI 文字起こし利活用検討が令和 6 年度以降空欄となっているが、現在の進捗状況はどうなっているか。民間企業では生成 AI による議事録作成が一般的であるが、庁内における現状はどうなっているか。また、国が仕様などを決めるガバメントクラウドと、県内で独自に進めているシステム開発の進捗や調整の状況について説明を求める。<br>〇事務局<br>総務課デジタル推進担当が所管しているので確認して回答する。自分の知る範囲では、AI 文字起こしは、文字起こしのシステムを利用しており、録音データはサーバーへ転送され AI が自動文字起こしを行い、それを職員が音声を確認しながら手動で修正する運用である。<br>この文字起こしサービスは数年前から導入し、デジタル推進担当が貸し出しをしている。ハードウェア面について、現在使用している全指向性マイクは様々な音を拾ってしまうため感度に課題があるが、今年度はハンドマイク型機器が導入され、精度の改善を図る予定。<br>システムの共同化に関しては、従来各自治体が個別に運用し、多額の改修費用を要していた。現在は、税や保険等の共通業務において、国が示す「標準化システム」を導入している。ガバメントクラウドはこれとは別の国の施策である。デジタル化の推進は、将来的な人口減少に伴う職員不足を見据え、限られた人員で業務効率を遂行していくことを目的としている。詳細については、改めて総務課に確認の上回答する。<br>〇会長<br>何か意見はあるか。<br>〇委員<br>デジタル化に伴うペーパーレス化の推進について意見を述べる。過去に出席した会議において、資料が事前に送付されているにもかかわらず、当日、会場でも同一のカラー資料が重複して配布され、もったいないと感じていた。経費削減の観点から、こうした資料配布のあり方を改革すべきである。<br>〇会長<br>郵送料の高騰や紙資源の重要性を鑑み、デジタル化の推進は不可欠である。会議においても紙資料に代わりタブレットを導入するなど、運営方法を変えていくのもよいのではないか。他自治体の会議ではタブレット活用が一般的となっており、実務面でも迅速かつ効率的で、利便性が高い。<br>〇事務局<br>職員 1 人 1 台のパソコンを導入したことで、庁内会議は概ねペーパーレス化されている。市議会においても、昨年度よりタブレット端末による情報共有（資料共有）が実施されている。一方で、附属機関等の外部委員が参加する会議についてはペーパーレス化され |

| | |
|---|---|
| | ておらず、今後の課題である。<br>〇委員<br>自身はアナログ世代でデジタル教育を受けていないため、全てデジタル化され、パソコン等を用いて運用していくとなると、私たちのような意見が反映されにくくなるのではないかと感じる。パソコン等を最初から勉強しなくてはならないので、そこがとてもネックになる。例えば音声録音の文字起こしにおいて誤変換が多発するが、機械も正しく文字起こしするためには、使う側も正しく発音するなどしないといけない。<br>今の時代、デジタル化は大切であり、推進しないといけないことであるが、利用者の機械の習熟度などを考慮し、従来のアナログ手法と両立させながら進めていただきたい。<br>〇会長<br>アナログ世代としての懸念に共感する。市役所の業務については、職員の習熟度（レベル）を向上させることで対応すべきであるが、市民向けについては、多様な利用者が存在することを踏まえ、個々の状況を考慮して運用していくべきである。<br>〇委員<br>デジタル申請におけるファイル添付等の操作に苦慮し、最終的に市役所窓口で対応してもらったことがある。デジタル化するにしても、より簡便なデジタル申請手法だとよい。<br>あと1点、実施計画の通番 44「多様な能力を持った人財の確保・育成」に関連し、「既存人材の確保・離職防止について職員アンケート」とあるが、離職があるならそれだけ人をまた補充しなければいけない。離職状況について、経験豊富な人材が業務のデジタル化への不適応により離職しているのか、あるいは他の要因によるものなのかを聞きたい。有能な人材の流出を防ぐ施策も大切だと思う。併せて、今後の職員定数の運用方針（削減または欠員補充の有無）について教えてもらいたい。<br>〇会長<br>当該進捗管理シートの年間取組状況に記載のある「既存人材の確保・離職防止」の項目について、懸念を抱いているということか。<br>〇委員<br>はい。<br>〇会長<br>この部分について事務局に説明を求める。<br>〇事務局<br>委員の不安は「離職者が多いのではないか」ということかと思う。数値的な裏付けは持ち合わせていないが、実感として将来の中核を担う若手職員の退職が、10 年前と比較して増加している傾向にある。何年もかけて経験を積み、能力を発揮し始める段階で退職を選択する事例が見受けられる。<br>委員が指摘した「デジタル化への不適応」が離職理由である可能性は低いと推察されるが、実際の離職要因については調べる必要がある。本件については、人事担当部署に委員の意見を申し伝える。<br>〇事務局<br>離職の理由は多岐にわたるが、県庁でも同様に、中堅層が転職する事例が増加しており、本市においても同様の傾向が起き始めている。背景として、若手職員において「終身雇用」の意識が希薄化していることが挙げられる。一つの組織に生涯所属するという従来 |

| | |
|---|---|
| | の考え方よりも、転職を重ねてキャリアアップを目指すという価値観が普及していることも一因かと思う。<br>〇委員<br>ありがとうございます。時代の変化もあるということですね。<br>〇委員<br>職員の育成・活用に関連し、資料 52 ページの通番 46「人事評価の適正運用」について質問する。導入されている人事評価制度は、「業績」と「能力」の 2 項目について評価を行う仕組みであるのか。<br>〇事務局<br>基本的には 1 人の職員の業績と能力、その 2 つの視点で評価を行っている。<br>〇委員<br>面談による評価結果は本人に伝えているか。年度当初の面談において業績目標の設定を行い、その成果を評価する仕組みかと思うが、年度末の面談において、評価が低い場合にはその旨を直接本人に伝え、改善を促す指導が行われているのか。<br>〇事務局<br>職員は年度当初に半年ごとの目標を策定し、中間面談にてその実績を検証する。これにより、上半期と下半期の計 2 回、業績評価を実施する。年度末には職員が自己評価を行った上で面談を実施し、能力評価を併せて行う。面談においては、上司が評価の調整を行うとともに、個人の課題を共有した上で最終的な評価を決定する手順である。<br>〇委員<br>人事評価において低評価となった場合、業績の不振は給与や賞与に影響する。この際、対象職員は自身の賞与が低額である理由について、正しく理解しているということか。<br>〇事務局<br>最終的な評価結果は本人に通知されるため、本人はどのような評価を受けたのか分かる仕組みになっている。<br>〇委員<br>人事評価において勤務成績が不良と判定された職員に対し、これまで分限処分（降格や減給等）が実施されたことはあるか。事件や事故等の不祥事に伴う懲戒処分ではなく、人事評価制度の結果に基づき給与の減額や役職の降格が行われた事例はこれまでにあったか。<br>〇事務局<br>最終的な処分については公表されるものではないため把握していない。処分の有無は人事担当部署でなければ把握できないが、処分の事実は公表すべき性質のものではないと考える。<br>〇委員<br>今までリーダー職だった職員がリーダーから降格する場合は、本人に伝えるという認識でよいか。<br>〇事務局<br>降格になる場合は、本人にはわかるし周囲にもわかる。ただ、自ら申し出て降格する制度も存在するため、降格の理由が評価に基づくものか、あるいは本人の申し出によるものかは、一般職員には判別できない。 |

| | |
|---|---|
| | ○委員<br>ありがとうございます。<br>○会長<br>近年は一般企業においても評価制度の導入が浸透している。制度運用において最も重要な点は対象者本人の納得感であり、各組織がそのための工夫を講じていると思う。<br>他にはいかがか。<br>○委員<br>質問事項は以下の 3 点である。<br>①通番 5「新エネルギーの利用による持続可能な行政運営の推進」<br>太陽光発電について成果が得られなかったのはどのような理由によるものか。併せて、小水力発電とはどのようなもので、市内のどこで行っているのか。<br>② 通番 18「市営住宅等の管理運営の見直し」<br>屋根の修繕等の事業は、入居者からの要望に基づき実施しているのか、あるいは市が築年数の古い順に優先順位を決定しているのか。<br>③ 各種保険料や下水道使用料等の収納率全般について、進捗不十分となっている項目が多い。納めやすいよう努めていただいているものの収納率がなかなか上がらないのは各家庭の事情もあると思う。 1 回あたりの納付額を抑えるための「納付回数の増加」といった制度見直しの検討状況はどうなっているか、また、個別訪問による収納促進によりどのくらい納付が増えるかうかがいたい。<br>○会長<br>進捗不十分のところの 3 点について、事務局に説明を求める。<br>○事務局<br>通番 5 の太陽光エネルギーについては、当初小中学校の屋上への設置を見込んでいたが、校舎の耐震荷重不足による安全面への配慮から導入を断念し、令和9年度目標を大幅に下方修正した。小水力発電は大和町の焼山沢地区に設置することになった。<br>通番 18 の市営住宅等に関しては、築年数の古い施設から計画的に改修する方針であるが、予算面等の制約もあると思う。詳細は所管課に確認の上回答する。<br>各種収納率の進捗が「2：進捗不十分」となっている主な原因は、物価高による家計への影響と聞いている。個別の相談により収納担当者が滞納者一人ひとりの生活状況に寄り添い、個別の事情に応じた納付方法を検討するなど、丁寧な相談対応に努めている。<br>○委員<br>わかりました。ありがとうございます。<br>○会長<br>令和 7 年度の検証結果および令和 9 年度に向けた目標設定（資料 3-2、資料 4）に関し、この場で質問したい方はいるか。<br>（委員挙手なし）<br>特になければ、後日、メールや郵送等の手段で意見提出が可能であるため、この場での質疑を終了する。6 月 10 日を期限とする今後の意見提出手続きについて、事務局へ改めて説明を求める。<br>○事務局<br>※意見等の提出期限、提出方法について説明。 |

| | |
|---|---|
| 4 その他<br><br><br><br>5 閉会 | ○会長<br>意見提出の期限は６月10日（水）とし、郵送または電子メールにて受け付ける。提出の際は、集計作業の効率化のため、対象が令和９年度（資料3-2）か令和７年度（資料４）かを明記した上で、「通番○について」と項目番号を付記するように。対象年度と通番が特定されていれば、その他の記述形式は任意とする。今後の意見の出し方について、意見・質問はあるか。<br>（委員から意見・質問等なし）<br>○会長<br>その他の議題もないようなので、以上で議事を終了する。<br>○事務局<br>※第２回委員会の日程について事務連絡<br>○事務局<br>※閉会の辞 |
| 備考 | |